

吾妻郡内の用途地域制限一覧

町村	用途地域	建蔽率	容積率	前面道路による容積率制限	道路斜線	隣地斜線	日影規制(※1)
中之条町	第1種中高層住居専用地域	60%	200%	0.4	△1.25	△1.25・20m	有
	第2種中高層住居専用地域	60%	200%	0.4	△1.25	△1.25・20m	有
	第1種住居地域	60%	200%	0.4	△1.25	△1.25・20m	有
	準住居地域	60%	200%	0.4	△1.25	△1.25・20m	有
	近隣商業地域	80%	200%	0.6	△1.50	△2.50・31m	有
	商業地域	80%	400%	0.6	△1.50	△2.50・31m	無
	準工業地域	60%	200%	0.6	△1.50	△2.50・31m	有
	工業地域	60%	200%	0.6	△1.50	△2.50・31m	無
	無指定地域	70%	200%	0.6	△1.50	△2.50・31m	無
長野原町	無指定地域	70%	400%	0.6	△1.50	△2.50・31m	無
嬭恋村	条例適用区域	50%	100%	—	△1.50	無	有
草津町(※3)	第1種中高層住居専用地域	60%	200%	0.4	△1.25	△1.25・20m	無
	第2種中高層住居専用地域	60%	200%	0.4	△1.25	△1.25・20m	無
	第1種住居地域	60%	200%	0.4	△1.25	△1.25・20m	無
	第2種住居地域	60%	200%	0.4	△1.25	△1.25・20m	無
	近隣商業地域	80%	300%	0.6	△1.50	△2.50・31m	無
	商業地域	80%	500%	0.6	△1.50	△2.50・31m	無
	準工業地域	60%	200%	0.6	△1.50	△2.50・31m	無
	無指定地域	70%	400%	0.6	△1.50	△2.50・31m	無
東吾妻町	第1種中高層住居専用地域	60%	200%	0.4	△1.25	△1.25・20m	有
	第1種住居地域	60%	200%	0.4	△1.25	△1.25・20m	有
	第2種住居地域	60%	200%	0.4	△1.25	△1.25・20m	有
	近隣商業地域	80%	200%	0.6	△1.50	△2.50・31m	有
	準工業地域	60%	200%	0.6	△1.50	△2.50・31m	有
	工業地域	60%	200%	0.6	△1.50	△2.50・31m	無
	無指定地域	70%	400%	0.6	△1.50	△2.50・31m	無

※1 日影規制は、嬭恋村を除き法別表第四(に)(二)が適用されます。嬭恋村は法別表第四(に)(三)が適用されます。
(群馬県建築基準法施行条例第七章第二十九条 ← 「平均地盤面からの高さ」もこちらを御確認ください。)

※2 草津町の第1種・第2種中高層住居専用地域以外の用途地域に指定された区域は法第22条区域に該当します。

※3 草津町について

- ① 第1種・第2種中高層住居専用地域は北側斜線制限が適用されます。(△1.25・10m)
- ② 住居系地域は、草津町観光地区建築条例の「特別用途地区」として観光地区を定めているため、ホテル・旅館の建築は可能です。